

指標設定の考え方等

指標設定の考え方

(指標の設定目的)

- ・ 総合計画を道民と道及び市町村がともに考え、ともに行動する指針とするためには、今後の北海道の「めざす姿」と進むべき道筋を共有していくことが必要です。
- ・ こうしたことから、指標を設定し、政策の効果を定量的に把握して、めざす姿と目標の「見える化」を図ります。
- ・ 計画の推進状況の点検・評価を行う際には、この指標の進捗を用いて、政策(取組)の目標に対する達成度を検証します。

(指標と政策の対応)

- ・ 指標は、「総合計画第4章 政策展開の基本方向」の各分野の「政策の柱」(中項目)における「政策の方向性」ごとに設定しています。
- ・ 設定に当たっては、「政策の方向性」の全体を概ね表す項目、または「政策の方向性」の一部を表すものではあるが象徴的な項目を選定しています。
- ・ なお、「SDGsの達成に向けて取組を推進している自治体割合」については、SDGsの目標が多岐にわたるため、「政策の方向性」ごとに設定することは適当ではないことから、第4章に設定せず、「第1章 総合計画の考え方」の〈持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進〉に設定しています。

(指標項目の選定基準)

- ・ 原則として、次の考え方に沿った項目を指標として選定しています。
 - ① 経済社会の状況や道民の暮らしの状態を表すアウトカム指標
 - ② 都道府県順位の把握や全国平均値との比較ができる指標
 - ③ 原則、毎年または隔年で実績が公表される指標

(目標の設定)

- ・ 各指標には原則として目標値を設定しています。ただし、指標項目の性格や精度により目標値の設定が困難なものは、他の都府県との順位の比較などにより、その方向を示しています。
- ・ 目標の設定年次は、原則として平成26年度を基準とし、平成28年度から10年後(令和7年(年度))としています。ただし、国の計画などに合わせて設定する場合は、これに準じています。

また、令和3年度に実施した「総合計画の見直し」において、新たに設定した指標については、原則として直近値が判明している年次を基準とし、目標の設定年次は、令和7年(年度)としています。
- ・ 目標値の設定類型を分類すると概ね次のとおりです。
 - ① あるべき姿として設定するもの
 - ② 他の都府県との順位の比較などにより、その方向を示すもの
 - ・ 全国一位または上位をめざして設定
 - ・ 全国平均または中位水準をめざして設定 など
 - ③ 国の計画等の目標値にあわせて設定するもの